

*2017 年 11 月（第 3 版）新規記載要領に基づく改定
2006 年 7 月 25 日作成（第 2 版）
2003 年 1 月 10 日作成（新様式第 1 版）

医療機器届出番号：27B3X00094D64001

器具器械 64 歯科用探針
一般医療機器 歯周ポケットプローブ（31848000）

フレキシブルプローブ

【形状・構造等及び原理等】

形状：寸法 170mm

【使用目的又は効果】

- ・歯周ポケットの深さの測定と、歯肉縁下歯石の有無を感知する。

【使用方法等】

- 1) 器具を使用する前に必ず使用上の注意を読むこと。
- 2) 仕様前・使用後に作業部・柄部に破損・ヒビ・傷、及び腐食等がないか確認のうえ、使用すること。
- 3) 本品を火炎にさらさないこと。

【使用上の注意】

- 1) 使用上の注意
 - ①チップ部に腐食、変色等、異常が見られた場合は使用をやめ新しいチップに交換すること。（チップは消耗品です）
 - ②破損等の原因となるので、器具に対して曲げ、切削、打刻等の二次加工（改造）を絶対に行わないこと。
 - ③変色、変形、破損が顕著に出るのでオートクレーブ滅菌時の温度を 121℃以上に上昇させないこと。（乾燥行程は行わないで下さい）
 - ④家庭用洗剤には金属部を腐食させることがあるので使用しないこと。洗浄には歯科用防錆洗浄剤を使用すること。
 - ⑤超酸化水（超酸性水）等は、金属を腐食させることがあるので、使用しないこと。
 - ⑥金属部を腐食させるので化学性ガスを用いたオートクレーブ滅菌器を使用しないこと。
 - ⑦次の薬剤は金属腐食を起こす恐れがあるので使用しないこと。次亜塩素酸ナトリウム、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、ポピドンヨード、ホルマリン・フェノール、グルコン酸コロールヘキシジン
 - ⑧薬液消毒を行う時は、薬剤の添付文章に書かれた使用上の注意を守ること。薬剤の種類によっては、金属素材に影響を及ぼすことがあるので注意すること。
 - ⑨使用後は、防錆洗浄液、精製水を用いて器具に付着した血液、体液、組織片を速やかに除去すること。
 - ⑩洗浄、消毒、滅菌には出来るだけ精製水を使用すること。水道水を使用すると、塩素イオンの影響で器具が腐食することがある。
 - ⑪洗浄、消毒、滅菌後の器具は水分を除去し、十分乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると、錆、シミ等の原因になることがある。
 - ⑫腐食の原因となるので洗浄の際、磨き粉や金属ウール・金ブラシを使用しないこと。
- ⑬本品は【使用目的、効能又は効果】に記載以外には使用しないこと。
- ⑭本品は歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

2) 重要な基本的注意

- ・本品の使用により発疹などの過敏症状を起こした患者には、使用を中止し、すぐに医師の診断を受けさせること。

【保管方法及び有効期間等】

【保管方法】

- ・本品は湿度の高い場所に長時間保管すると金属部が錆びる恐れがあるので、乾燥した場所に保管すること。
- ・本品は歯科の従事者以外が触れないように適切に保管、管理すること。

【保守・点検に係わる事項】

- ・不純物が付着していないか確認する事。

【製造販売業者又は製造業者等の氏名又は名称等】

製造販売業者： 内外歯材株式会社
住所： 〒543-0062
大阪府大阪市天王寺区逢阪 2-3-10
電話番号： 06-6771-5553
FAX 番号： 06-6779-7518
輸入元： A. DEPPELER 社（スイス）